

# 江東こころの クリニック

## 診療案内

<https://www.shinonkai.jp/>



### もの忘れ外来

認知症を対象とした専門外来

認知症の診断だけでなく治療及び予防を行います。認知症が気になる方、家族が認知症でお困りの方などお気軽にご相談ください

### 精神科訪問診療

精神疾患が原因で通院困難な方や、認知症などで通院が難しい方に対し訪問診療をおこないます。精神科医がご自宅やご入居施設を定期的に訪問して、医療的管理を継続的に行います。

### 重度認知症デイケア

認知症進行予防

認知症の治療及び予防を目的とした通所リハビリです。ご自宅まで送迎いたします。認知症が気になる方は、まずもの忘れ外来の受診をお勧めいたします。

### ご挨拶

日中は認知症デイケアとして、様々なプログラムを実施し健康寿命を伸ばし、利用者様やそのご家族が快適な生活を送れるよう配慮しています。スタッフが一つのチームとなって、患者様をしっかりサポートしています。デイケア施設では、広々としたスペースで運動をしたり、音楽を聴いたり、ぬり絵や折り紙などで手先を動かしたり、さらに精神科外来も行なっているので、もの忘れに限らず、様々なお悩みも気軽に相談できるようになっています。



谷本 幸多朗  
クリニック院長



## 江東こころのクリニック

所在地 / 東京都江東区毛利2-6-1 クアルト毛利ビル1・2階

休診日 / 水曜日・土曜日午後・日曜日・祝日

サイト / <https://www.shinonkai.jp/>

電話番号 / 03-6284-0612 FAX番号 / 03-6284-0613

診療時間	月	火	水	木	金	土
デイケア	●	●	●	●	●	●
外来	●	●	●	●	/	/

## 自立支援医療制度のご案内

自立支援医療制度をご存知ですか？



### ● 自立支援医療制度とは？

認知症または精神障害をお持ちの方ができる限り自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、医療と福祉を増進することを目指すのが自立支援法です。

病気の治療には、長期にわたって医療費の負担が必要です。通院医療費やデイケア等の医療サービスの負担を減らす目的で作られた制度が『自立支援医療費制度』です。

この制度は「医療費を国が負担してくれる」制度です。当院では通院されている皆様にお勧めしています。

### ● どのくらい負担してくれるの？

#### ・原則1割負担です

国民健康保険その他の社会保険は医療費本人負担が3割ですが、自立支援医療費制度に申請すると本人負担が原則1割になります。当院での診察代、処方されたお薬代、デイケア費が1割負担（※1）で済みます。

#### ・自己負担限度額が設けられています

利用者ご本人や世帯の所得状況により自己負担の限度額（2,500円、5,000円、10,000円、20,000円）が設けられています。例えば、眼度額が2,500円の場合、診察代、お薬代、ディーケア代の月々の自己負担金の支払いは2,500円になります。

#### ・低所得区分があります

低所得区分（2,500円、5,000円）の場合、後期高齢者医療被保険者や国保受給者証の申請により自己負担が0円になります。

### ● どの病院でも使えるの？

申請書に、利用する医療機関と薬局を記載、指定を受けた医療機関で使用できます。

### ● 有効期限はないの？

有効期限は1年です。期限の2ヶ月前から更新のお手続きができます。

### ● どこに申請するの？

申請窓口はお住まい近隣の保健所です。区によって申請する際に用意していただく書類等が異なりますのでご注意ください。

**江東区**：診断書（※2）、保険証、（マイナンバーカード、印鑑）

**墨田区**：診断書（※2）、保険証（後期高齢者医療被保険者証の方は世帯分）、通知カード、マイナンバーカード（可能であれば）、印鑑

**江戸川区**：診断書（※2）、保険証（後期高齢者医療被保険者証の方は世帯分）、マイナンバーカード、印鑑

※1 認知症治療薬等の精神科のお薬にのみ適用

※2 新規申請時には当院医師の診断書が必要。  
更新の場合、診断書は1年おきに必要。

お電話にてお気軽にご相談ください

☎ 03-6284-0612

△ 〒136-0001東京都江東区毛利2-6-1